

## その他の審査項目(社会性等)

## 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

雇用保険加入の有無	4 1 1 [1. 有、2. 無、3. 適用除外 ]	健康保険被保険者適用除外承認を受けて同保組合に加入の場合は「3.(適用除外)」を記入		
健康保険加入の有無	4 2 1 [1. 有、2. 無、3. 適用除外 ]			
厚生年金保険加入の有無	4 3 1 [1. 有、2. 無、3. 適用除外 ]			
建設業退職金共済制度加入の有無	4 4 1 [1. 有、2. 無 ]			
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4 5 1 [1. 有、2. 無 ]	「若年技術職員」=技術職員名簿に記載した者のうち、審査基準日時点で満35歳未満の者		
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 6 1 [1. 有、2. 無 ]	技術職員名簿の合計人数と一致 小数点第2位以下切り捨て		
若年技術職員の継続的な育成及び確保	4 7 2 [1. 該当、2. 非該当 ]	技術職員数 (A) 若年技術職員数 (B) 若年技術職員の割合 (B/A)		
B/Aが15%以上となる場合は「1.」	4 8 1 [1. 該当、2. 非該当 ]	新規若年技術職員数 (C) 新規若年技術職員の割合 (C/A)		
CPD単位取得数	4 9 1 [1. 該当、2. 非該当 ]	CPD単位(別紙様式第4号)に記載したCPD単位取得数の合計を記入 技術者数 11 15 9 (人) 技能者名簿(別紙様式第5号)に記載されている人数を記入		
技術職員名簿及びCPD単位を取得した技術者名簿(別紙様式第4号)に記載したCPD単位取得数の合計を記入	4 10 1 [1. 該当、2. 非該当 ]	技能者数 9 10 3 (人) 控除対象者数 15 20 1 (人)		
技能レベル向上者数	5 0 1 [1. 該当、2. 非該当 ]	技能者名簿(別紙様式第5号)で「控除対象」欄に印が記載されている者の数を記入		
技能者名簿(別紙様式第5号)で「印が記載されている者の数を記入」	5 1 1 [1. えるぼし認定(1段階目)、2. えるぼし認定(2段階目)、3. えるぼし認定(3段階目)、4. プラチナえるぼし認定、5. 非該当 ]			
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	5 2 2 [1. くるみん認定、2. トライくるみん認定、3. プラチナくるみん認定、4. 非該当 ]			
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	5 3 2 [1. ユースエール認定、2. 非該当 ]			
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	5 4 1 [1. 「全ての建設工事で実施」に該当、2. 「全ての公共工事で実施」に該当、3. 非該当 ]			
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況				

## 建設業の営業継続の状況

営業年数	5 5 3 6 (年)	1年未満は切り捨て	初めて許可(登録)を受けた年月日	休業等期間	備考(組織変更等)
			令和 年 月 日	年 月	
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	5 6 2 [1. 有、2. 無 ]		再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終結決定日
			令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

## 防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無	5 7 1 [1. 有、2. 無 ]
------------	--------------------

## 法令遵守の状況

営業停止処分の有無	5 8 2 [1. 有、2. 無 ]	審査基準日の翌日の直前1年間に営業停止・指示処分を受けた場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入
指示処分の有無	5 9 2 4 [1. 有、2. 無 ]	

## 建設業の経理の状況

監査の受審状況	6 0 3 5 [1. 会計監査人の設置、2. 会計参与の設置、3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4. 無 ]	
公認会計士等の数	6 1 3 5 7 (人)	建設業に従事する職員(常時雇用の者に限る。)のうち、経理実務責任者であって、公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者並びに1級登録経理試験の合格者のいずれかの者が、「経理処理の適正を確認した旨の書類(様式等は、P37-41を参照)に自らの署名を付したもの」を提出した場合、監査の受審状況の欄には「3」が記入される。 署名できるのは自社職員であって、いわゆる顧問税理士ではないことに注意
二級登録経理試験合格者等の数	6 2 3 5 0 (人)	

## 研究開発の状況

研究開発費(2期平均)	6 3 3 5 10 0 (千円)	審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度
		年 年	年 年

## 建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数	6 4 3 5 7 (台)
----------------	---------------

## 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

エコアクション21の認証の有無	6 5 3 2 [1. 有、2. 無 ]
ISO9001の登録の有無	6 6 3 2 [1. 有、2. 無 ]
ISO14001の登録の有無	6 7 3 2 [1. 有、2. 無 ]

### 3 その他の審査項目【20004帳票】

- 1 **4 1** 「雇用保険加入の有無」の欄は、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについての公共職業安定所の長に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入してください。
- 2 **4 2** 「健康保険加入の有無」の欄は、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入してください。  
健康保険被保険者適用除外承認を受けて国民健康保険組合に加入している場合は「3」を記入してください。
- 3 **4 3** 「厚生年金保険加入の有無」の欄は、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入してください。
- 4 **4 4** 「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、労働者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合(正当な理由なく共済証紙の購入実績が無い等契約の履行状況が劣っていると認められる場合を含む。)は「2」を記入してください。  
なお、「建設業退職金共済事業加入・履行証明書」の提示がない場合は、「2」となります。
- 5 **4 5** 「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入してください。  
(1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。  
この場合においては、労働基準監督署に届出済で、收受印が押された労働協約、就業規則等を面談審査の際に提示してください。  
(2) 労働者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。  
(3) 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。  
(4) 厚生年金基金が設立されていること。  
(5) 法人税法に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。  
(6) 確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)に規定する確定給付企業年金が導入されていること。  
(7) 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)に規定する企業型年金が導入されていること。
- 6 **4 6** 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、(公財)建設業福祉共済団、(一社)建設業労災互助会、(一社)全国労働保険事務組合連合会、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第27条の2第1項の規定により設立の認可を受けた者であって、同法第9条の6の2第1項又は同法第9条の9第5項において準用する第9条の6の2第1項の規定による認可を受けた共済規程に基づき共済事業を行うもの又は保険会社との間

で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付の基団となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入してください。ただし、次の3つの要件を全て満たしている場合のみ加点します。

業務災害と通勤災害の双方を対象とすること

「通勤」とは、出勤と退勤の両方を含みます。

自社の直接の使用関係にある職員及び下請負人の直接の使用関係にある職員（下請が数次にわたる場合はその全て）を対象とすること

死亡及び労災保険（法定）の障害等級1～7級までの全ての災害を対象とすること

- 7 **4 7** 「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入してください。また、「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載してください。
- 8 **4 8** 「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入してください。また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に印が付され、審査基準日において満35歳未満のものの人数を、「新規若年技術職員の割合」の欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載してください。
- 記入すべき割合は、小数点第2位以下の端数を切り捨てて表示してください。
- 9 **4 9** 「CPD単位取得数」の欄には、別紙二「技術職員名簿」（49ページ）に記入した各技術者CPD単位の合計と、別紙様式4「CPD単位を取得した技術者名簿」（44ページ）に記載した各技術者のCPD単位の合計とを合算した数を記入してください。「技術者数」の欄には、別紙二「技術職員名簿」に記載した人数と、別紙様式4「CPD単位を取得した技術者名簿」に記載した人数の合計を記載して下さい。
- 10 **5 0** 「技能レベル向上者数」の欄には、別紙様式5「技能者名簿」（45ページ）の「レベル向上の有無」欄に印がある者の人数を記載してください。「技能者数」の欄には別紙様式5「技能者名簿」の「合計」欄の人数を記載してください。「控除対象者」の欄には別紙様式5「技能者名簿」の「控除対象」欄に印がある者の人数を記載してください。
- 11 **5 1** 「女性の職業生活における活躍の促進に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、女性の職業生活における活躍の躍進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「えるぼし認定（1段階目）」を受けている場合は「1」を、「えるぼし認定（2段階目）」を受けている場合は「2」を、「えるぼし認定（3段階目）」を受けている場合は「3」を、「プラチナえるぼし認定」を受けている場合は「4」を、いずれの認定も受けていない場合は「5」を記載してください。
- 12 **5 2** 「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「くるみん認定」を受けている場合は「1」を、「トライくるみん認定」を受けている場合は「2」を、「プラチナくるみん認定」を受けている場合は「3」を、いずれの認定も受けていない場合は「4」を記載してください。

- 13 [5] [3] 「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく「ユースエール認定」を受けている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記載してください。
- 14 [5] [4] 「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の欄は、審査基準日以前1年のうちに、発注者から直接請け負った建設工事のうち、国土交通大臣が定める建設工事以外の全ての建設工事において建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置として国土交通大臣が定めるものを実施した場合は「1」を、国土交通大臣が定める公共工事以外の全ての公共工事において当該措置を実施した場合は「2」を、いずれにも該当しない場合は「3」を記載してください。
- 15 [5] [5] 「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。）を記入し、右の表内には、初めて許可（登録）を受けた年月日等の営業年数に係る沿革を必ず記入してください。その際、表内の年号については不要のものを消してください。平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、その内容を表内の備考欄に記入してください。
- 営業年数は、建設業の許可又は登録を受けた時から起算して、審査基準日までの期間を対象とします（年数に年未満の端数があるときは、これを切り捨てます）が、許可行政庁の変更により許可番号が変更になった場合は、最初に許可又は登録を受けたときから起算します。
- なお、営業の同一性を失うことなく組織変更を行った沿革又は建設業を譲り受けた沿革を有する者については、債権債務の継承を行った事実がある場合のみ、組織変更前又は譲り受け前における建設業の許可又は登録を受けたときを営業年数の起点とすることができます。
- ただし、この場合においては、面談審査の際に議事録、貸借対照表等の提示が必要です。
- 16 [5] [6] 「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、審査基準日において、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入してください。
- 17 [5] [7] 「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等（[公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項](#)に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入してください。
- 18 [5] [8] 「営業停止処分の有無」の欄は、経営事項審査申請日の属する事業年度開始日の直前1年間（以下「審査対象年」という。）において、建設業法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入してください。
- 19 [5] [9] 「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、建設業法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入してください。
- 20 [6] [0] 「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「1」を、会計参与の設置を行っている場合は「2」を、建設業法[施行規則第18条の3第3項第2号イ](#)に該当する者、一級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の

翌年度の日から起算して5年を経過しないもの又は建設業法施行規則第18条の3第3項第2号ニに該当する者（一級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者に限る。）が経理処理の適正を確認した旨の書類（別紙様式1による）に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入してください。

- 21 **[6] [1]** 「公認会計士等の数」の欄は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を超過しないもの及び建設業法施行規則第18条の3第3項第2号ニに該当する者的人数の合計を記入してください。
- 22 **[6] [2]** 「二級登録経理試験合格者等の数」の欄は、二級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して5年を経過しないもの、二級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を超過しないもの又は建設業法施行規則第18条の3第3項第2号ニに該当する者（二級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者とされる者に限る。）の人数の合計を記入してください。
- 23 **[6] [3]** 「研究開発費（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入してください。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入してください。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入してください。記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示してください。
- 24 **[6] [4]** 「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等運搬する貨物自動車であって自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証をいう。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの（「ダンプ車」という。）並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械について、台数の合計を記入してください（ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、高所作業車、締固め用機械及び解体用機械については労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項に規定する特定自主検査、ダンプ車については道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項に規定する国土交通大臣の行う検査、移動式クレーンについては労働安全衛生法第38条第1項に規定する製造時等検査又は同法第41条第2項に規定する性能検査が行われているものに限る。）。
- その他詳細は43ページをご確認ください。
- 25 **[6] [5]** 「エコアクション21の認証の有無」の欄は、審査基準日において、エコアクション21の認証を取得している場合（認証範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、取得していない場合は「2」を記載してください。
- 26 **[6] [6]** 「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲

が一部の支店等に限られている場合を除く。)は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入してください。

- 27   「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合(登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。)は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入してください。

## 経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、  
の令和 年 月 日から令和 年 月 日  
までの第 期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主  
資本等変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる  
企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌され作成されたものであること及び別添  
の会計処理に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確  
認しました。

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿  
年 月 日

商号又は名称  
所属・役職

氏名

以上

## 記載要領

「地方整備局  
北海道開発局 については、不要のものを消すこと。  
知事」

別添

建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項目	内容
全体	<p>前期と比較し概ね20%以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。</p> <p>受取手形、完成工事未収入金等の営業債権 未成工事支出金等の棚卸資産 貸付金等の金銭債権 借入金等の金銭債務 完成工事高、兼業事業売上高 完成工事原価、兼業事業売上原価 支払利息等の金融費用</p>
預貯金	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。
金銭債権	<p>営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。</p> <p>営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。</p> <p>受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。</p>
貸倒損失 貸倒引当金	<p>法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。</p> <p>取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。</p> <p>貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。</p>
有価証券	<p>有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。</p> <p>売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。</p> <p>市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。</p> <p>時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券(売買目的有価証券を除く。)を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。</p> <p>その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。</p>
棚卸資産	原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。

未成工事支出金	発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
	施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
経過勘定等	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。 立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。
固定資産	減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。 適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。 予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。 使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。 研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。 研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。 遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。 時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。 投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。
繰延資産	資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。
	税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。
金銭債務	金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。
	営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。
	借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。
未成工事受入金	引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。

引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
退職給付債務 退職給付引当金	確定給付型退職給付制度(退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金)を採用している場合、退職給付引当金を計上している。
	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。
その他の引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
法人税等	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。
	法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。
	期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。
消費税	決算日における未払消費税等(未収消費税等)がある場合、未払金(未収入金)又は未払消費税等(未収消費税等)として表示している。
税効果会計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。
	繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。
	過去3年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。
純資産	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。
収益・費用の計上 (全般)	収益及び費用については、一会计期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上している。
	原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。
工事収益	適正な工事収益計上基準(工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等)

工事原価	に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。
	引渡の日として合理的であると認められる日(作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等)を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。
	建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が軽微な場合を除く。
	工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別のうえ適正に処理している。
工事進行基準	工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。
	工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を注記している。
	実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。
	工事原価計算の手続きを経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。
	工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。
受取利息配当金	協同組合から支払いを受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。
支払利息	有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。
JV	共同施工方式のJVに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、JV全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。
	分担施工方式のJVに係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、JV全体の施工金額等、他の金額を計上していない。
	JVを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。
個別注記表	重要な会計方針に係る事項について注記している。 資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法 引当金の計上基準 収益及び費用の計上基準
	会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。 当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。



## 【建設機械の保有状況について】

建設機械とは、建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であつて自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証をいう。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの（「ダンプ車」という。）並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に規定するつり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが2メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械をいうものとする。

建設機械の種類	経営事項審査で評価対象となる建設機械の種別及び規格
ショベル系掘削機 	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの
トラクターショベル 	バケット容量が <u>0.4立方メートル</u> 以上のもの
ブルドーザー 	自重が <u>3トン</u> 以上のもの
モーターグレーダー 	自重が <u>5トン</u> 以上のもの
移動式クレーン 	つり上げ荷重が <u>3トン</u> 以上のもの 固定式クレーンは評価の対象にはなりません。
ダンプ車 	自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載のあるものであつて、土砂等の運搬に供されるもの 自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする。」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されているものは、評価の対象にはなりません。
締固め用機械 	ローラー（ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー） 一般に認知されているハンドガイドローラーは移動用エンジンにより自走可能であり、ロードローラーの一種であるため、加点対象ですが、コンパクタやランマー等明確に自走能力がない建設機械は特定機械特定自主点検の対象ではないため、評価の対象にはなりません。
解体用機械 	ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧碎機又は解体用つかみ機 ベースマシンに解体用アタッチメントを装着させることで解体用機械として使用している等の事由により、複数の特定自主検査記録表等に同一のベースマシンが記載されている場合については、重複して加点評価の対象とはできません。
高所作業車 	作業床の高さが <u>2メートル</u> 以上のもの

## 別紙様式 4

技術者とは、監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、1級技士補及び2級技士補をいう。

(用紙A4)

### CPD単位を取得した技術者名簿

(技術職員名簿に記載のある者を除く)

## 記載要領

- 1 この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、口若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、口若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、規則別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成すること。
  - 2 「CPD単位」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。  
なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

## 別紙様式5

技能者とは、審査基準日以前三年間に建設工事の施工に従事した者(施工体制台帳の作業員名簿に記載された者)であって、審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者をいう(主任技術者や監理技術者等、建設工事の施工の管理にのみ従事した者は除く。)。

(用紙A4)  
和8年6月11日

## 技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル 向上の有無	控除対象
1	狩野 生江	平成15年1月1日	令和7年8月1日	○	
2	狩野 名称	昭和51年9月9日	令和4年1月30日		○
3	狩野 姓名	昭和31年12月12日			
レベル判定の有無にかかわらず、技能者に該当する者は全て記載すること		審査基準日の三年間にレベルが1以上向上した技能者は を記入すること(評価無しからレベル1に向上した者は除く)			
		審査基準日の三年前の日以前にレベル4の評価を受けていた技能者は を記入すること			
その他の審査項目(社会性等)【20004帳票】項番50「技能者数」と一致			その他の審査項目(社会性等)【20004帳票】項番50「控除対象者数」と一致		
			その他の審査項目(社会性等)【20004帳票】項番50「技術レベル向上者数」と一致		
合計		3(人)		1(人)	1(人)

## 記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第一項第二号チ又は同項第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者(ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。)について作成すること。
- 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、印を記載すること。
- 「控除対象」の欄には、審査基準日の三年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、印を記載すること。
- 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に印が記載された者、「控除対象」の欄に印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書  
及び

情報共有に関する同意書

審査基準日以前1年間を記入すること。

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月 31日までの期間に発注者から直接請け負った建設工事について、以下のとおり、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するためには必要な措置を実施していることを誓約します。

また、建設業法第27条の26第1項に定める国土交通大臣又は都道府県知事及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うことに同意します。

[審査対象工事]次の から を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事(変更契約を除く。)。  
日本国外以外の工事  
建設業法施行令で定める軽微な工事  
災害応急工事

—地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

令和8年 6月 11日

[該当措置]次の から のすべてを実施している場合に加点。  
CCUS上の現場・契約情報の登録  
建設工事に従事する者が直接入力によらない方法でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備  
経営事項審査時に様式6号に掲げる誓約書の提出  
直接入力によらない方法就業履歴データ登録標準API連携認定システムにより、入場履歴を記録できる措置を実施していること等。

建設キャリアアップシステム事業者ID

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	0	2	2
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

住所 秋田県秋田市山王4-1-1  
商号又は氏名 秋田県庁建設株式会社  
代表者氏名 代表取締役 秋田 一郎

申請区分  ( 1 . 全ての建設工事、 2 . 全ての公共工事 )

科 目	件 数
措置実施工事	25件
措置未実施工事	軽微な工事
	災害応急対策
合 計	26件

## 記載要領

- 1 「 地方整備局長  
　　北海道開発局長 について、不要のものを消すこと。  
　　知事 」
- 2 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する数字を記入すること。
- 3 表には、許可に係る建設工事の種類に関わらず、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、「申請区分」の欄に記入した区分が「1」の場合は日本国内における全ての建設工事について、「2」の場合は日本国内における全ての公共工事について記載すること。  
　　なお、表中に記載する内容が該当しない場合には、「0」を記載又は空欄とすること。
- 4 「措置実施工事」とは、告示第一の四の1の(十)に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する為に必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。  
　　なお、当該措置を実施した建設工事においては、以下に掲げる軽微な工事及び災害応急工事等についても、当該項目に含むものとする。
- 5 「軽微な工事」とは、建設業法施行令第一条の二第一項に掲げる建設工事をいう。
- 6 「災害応急対策」とは、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策をいう。

(別紙様式7)

## 防災協定締結状況報告書

令和 年 月 日

以下のとおり、審査基準日において防災協定を締結していますので報告します。

申請者名	審査基準日 令和 年 月 日
<b>防災協定締結団体名</b>	
(記載例) 秋田県建設産業団体連合会(一般社団法人 協会)	
秋田県建設産業団体連合会の会員である協会等に所属している場合はその名称も記載すること。	
・	

### (留意事項)

- 別紙三「その他の審査項目(社会性等)」【20004帳票】、項番57「防災協定の締結の有無」欄を「1.有」と申請した場合は、この「防災協定締結状況報告書」に、申請の手引P11に記載されている確認書類(証明書、防災協定の写し等)を添付し、提出してください。
- 次表の団体に加入している場合、上記確認書類の提出を省略できます。ただし、本書の提出は省略できません。

証明書等の提出を不要としている防災協定締結団体		
・秋田県建設産業団体連合会	・男鹿市建設業協会	・秋田管工事業協同組合
(一社)秋田県建設業協会等	・潟上市建設産業協会	・能代山本管工事業協同組合
・秋田県建設技能組合連合会	・由利本荘市建設業協会	・由利本荘市管工事協同組合
・秋田県橋梁・水門技術協会	・にかほ市建設業協会	・大仙・美郷管工事組合
・(一社)秋田市建設業協会	・仙北市建設業協会連合会	・仙北市管工事協会
・北秋田市建設業協会	・美郷町建設業協会	・北鹿電気工事業協同組合
・八峰町建設業協会	・横手市建設業協会	・能代山本電気工事協同組合
・三種町建設業協会	・湯沢建設業協会連合会	・秋田電気工事協同組合
・八郎潟町建設業協会	・羽後町建設業協会	・大曲仙北電気工事協同組合
・八郎潟町建築業協会	・能建会	・横手市管工事協会
・五城目建設業協会		

- 防災協定締結団体については、審査基準日において、1団体との締結状況が確認できれば加点対象となります。